

浜松市市民協働センター管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市市民協働センター(以下「センター」という。)の適正な管理のために必要な事項を定める。

(市民活動団体の認定申請)

第2条 浜松市市民協働センター条例別表の1の備考の1に規定する市民活動団体の認定申請をしようとする者(以下「申請者」という)は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 市民活動団体認定申請書(様式第1号)
- (2) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 役員名簿及び会員名簿
- (4) 活動内容を確認できる資料(予算書・事業計画書等)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、認定に際して市長が必要があると認める書類

(市民活動団体の認定審査基準)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、次に定める基準によりこれを審査し、その認定の適否について市民活動団体認定結果通知書(様式第2号)により、申請者に30日以内に通知する。

- (1) 市民活動(市民及び事業者が自主的に参加して自発的に行う営利を目的としない活動であって社会貢献性を持つもの)を行うことを主たる目的とする団体であること。
- (2) 継続性を持つ団体であること。
- (3) 構成員が5人以上であること。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動でないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動でないこと。
- (6) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。

(認定内容の変更)

第4条 前条の規定により市民活動団体認定結果通知を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、その後において申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに市民活動団体名称等変更届(様式第3号)を提出しなければならない。

(認定内容の確認)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する団体に対し、認定内容の確認のために第2条に掲げる書類の再提出を求めることができる。

- (1) 市民活動団体の認定から1年の間において、センターの利用がない団体
- (2) 市民活動団体の認定から3年を経過した団体

(認定団体の取消し)

第6条 市長は、認定を受けた市民活動団体が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる認定審査基準に適合しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請によって認定を受けたとき。
- (3) 施設利用に係る遵守事項を守らないとき。
- (4) 市民活動団体認定取消届出書(様式第4号)の届出があったとき。
- (5) 第5条に掲げる認定内容の確認に応じないとき。

(利用料金の減免)

第7条 条例第10条に規定する利用料金(ロッカーの利用料金を除く。)の減免については、指定管理者が利用する場合は次のとおり扱うことができるものとする。

- (1) センターの業務で利用する場合 免除
- (2) 前号以外の事業で利用する場合 5割減額

(ロッカー及びメールボックスの利用)

第8条 規則別表に記載されているロッカー及びメールボックスは、市民活動団体のみの利用とする。

(センタープリンター・コピー機・印刷機の利用)

第9条 センターのプリンター・コピー機及び印刷機の利用については、センターの業務に支障がない範囲で、利用を認めるものとし、その利用料は、あらかじめ市長の承認を得て定める額において、利用者負担とすることができる。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所
申請者 氏名
電話

市民活動団体認定申請書

浜松市市民協働センター - 条例施行規則第5条の規定により次のとおり市民活動団体の認定を申請します。

| | | | | |
|-----------------------------------|----------|---------|---------|---|
| 団 体 名 | | | | |
| 代 表 者 名 | | | | |
| 所 在 地 | | 〒 _____ | | |
| 連 絡 先 | ふりがな氏名 | | | |
| | 住 所 | 〒 _____ | | |
| | 電 話 | | * F A X | |
| | *メールアドレス | | | |
| 団体の目的 | | | | |
| 団体の活動内容 | | | | |
| 活動の分野 該当する分野を3つ以内 でお選びください。 | | 主分野 | 副分野 | 副分野 |
| | | | | 1 まちづくり全般、2 観光、3 福祉、4 環境、 5 地域、6 防災、7 景観、8 生活、9 教育、10 文化 11 コミュニティ、12 交通、13 産業、14 市民活動の支援 15 国際交流、16 子育て支援、17 保健、18 医療 19 シニア・グループ、20 その他 () |
| 市民協働センター での活動内容(具体的に) | | | | |
| 会 員 数 | | 人 | | |
| 設立年月日 | | 年 月 日 | | |

「*」については、差し支えなければ御記入ください。
会則、会員名簿、活動内容が確認できる資料を添付してください。

(団体名) 様

浜松市長

市民活動団体認定結果通知書

年 月 日付けにて提出のあった市民活動団体認定申請について、審査の結果、下記のとおり通知いたします。

| | | |
|---------------|-------------|-----|
| 認定結果 | 可 ・ 否 | |
| ふりがな 団体名 | | |
| 番 号 | | |
| 代表者 | ふりがな 氏 名 | |
| | ふりがな 住 所 | 〒 - |
| | 電 話 | |
| 理 由 (否の場合) | | |

この処分について、不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は市長となります。）処分の取消しの訴えを提訴することができます。ただし、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提訴することができます。なお、上記の期間が経過する前であっても、審査請求にあってはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分の取消しの訴えにあっては審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

| | |
|------|--|
| 認定番号 | |
|------|--|

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所
申請者 氏名
電話

市民活動団体名称等変更届

浜松市市民協働センター - 管理要綱第4条の規定により次のとおり名称等変更届を提出します。

| | |
|-------------|--|
| ふりがな 団体名 | |
|-------------|--|

変更後の名称等をご記入ください。

| | | |
|-----|-------------|---------|
| | ふりがな 団体名 | |
| | 代表者名 | |
| | 所在地 | 〒 _____ |
| 連絡先 | ふりがな 氏名 | |
| | 住所 | 〒 _____ |
| | 電話 | |
| | FAX | |
| | メールアドレス | |

上記の事項のほか団体の活動内容等が著しく変わるものについては、新規にて認定申請を提出いただくことになります。

様式第4号

| | |
|------|--|
| 認定番号 | |
|------|--|

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所
申請者 氏名
電話

市民活動団体認定取消届

浜松市市民協働センター - 管理要綱第6条第4号の規定により次のとおり市民活動団体の認定取消届を提出します。

| | |
|--------------|---------|
| ふりがな 団体名 | |
| ふりがな 代表者名 | |
| 所在地 | 〒 _____ |
| 取消理由 | |